

ふくい医療情報連携システム開発業務における 選定にかかるプロポーザルの募集公告

ふくい医療情報連携システム開発業務について、次のとおり公募型プロポーザル（企画提案）の募集を行います。

平成24年9月4日

福井県医師会長

大 中 正 光

1. 企画提案書の提出を求める事項

（1）企画提案書の提出を求める業務（以下、「公示業務」という。）の名称

ふくい医療情報連携システム開発業務

（2）公示業務の内容

福井県全圏域における地域医療連携を推進するため、13基幹病院を中心とした地域医療連携システムを構築し、ITを活用した患者情報共有システムの開発・整備を行う。

（3）履行場所

①データセンター（国内）

②開示を希望する基幹病院（13病院）

医療機関名	住所
福井県立病院	福井市四ッ井2-8-1
福井赤十字病院	福井市月見2-4-1
福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋7-1
福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
福井総合病院	福井市江上町58-16-1
福井循環器病院	福井市新保2-228
嶋田病院	福井市西方1-2-11
福井社会保険病院	勝山市長山町2-6-21
公立丹南病院	鯖江市三六町1-2-31
町立織田病院	丹生郡越前町織田106-44-1
市立敦賀病院	敦賀市三島町1-6-60
国立福井病院	敦賀市桜ヶ丘町33-1
公立小浜病院	小浜市大手町2-2

③予定閲覧医療機関（県内 100施設）

(4) 履行期限

基本設計：平成24年12月

詳細設計：平成25年 3月

機器配備：平成26年 3月

端末配備：平成26年 3月

連携テスト：平成26年 3月

システム稼動：平成26年 4月

※連携システム開発業務委託業務を平成24年度、平成25年度に分けて締結。

[年度ごとの参加予定機関]

年 度	情報開示医療機関	閲覧医療機関
平成25年度	13 病院	100 施設

2. 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することのできる者は、次に掲げる者以外の者（普通地方公共団体の一般競争入札の参加者の資格を準用）で、会長が行う企画提案書を提出することができる者に必要な資格（以下、「提出資格」という。）を有すると認定された者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者。
- (3) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。

3. 提出資格の認定の申請手続き等

(1) 提出資格の認定の申請

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり会長に申請し、提出資格の認定を受けなければならない。

ア 提出書類および提出部数

次に掲げる事項を記載した提出資格認定申請書（以下、「申請書」という。）2部

- ①住所または所在地、氏名または名称および法人その他の組織にあっては代表者の氏名ならびに電話番号
- ②申請の日における従業員数および専門分野別技術職員の状況等
- ③公示業務の履行体制等（担当予定技術者の資格・経験・手持ち業務の状況等）
- ④申請の日までに履行した公示業務と同程度以上の同種または類似業務に係る実績の詳細な履行内容

イ 提出方法

持参または郵送すること。

ウ 提出期間

平成24年9月4日（火）から同年24年9月11日（火）まで（日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送による場合には、簡易書留郵便によることとし、平成24年9月11日（火）午後5時までに必ず到着させること。）とする。

なお、提出後における申請書の追加および変更は認めない。

エ 提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所ならびに認定に関する事務を担当する所在地および名称

〒910-0001

福井市大願寺3-4-10

（社）福井県医師会事務局

電話 0776-24-0387

（2）提出資格の認定の時期

提出資格の認定は、平成24年9月中旬頃に行う。

（3）提出資格の認定の結果の通知

提出資格の認定の結果は、メールならびに書面により申請者に通知する。

（4）提出資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 提出資格の認定を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、平成24年9月18日（火）午後5時までに、説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所に提出しなければならない。

イ 福井県医師会は、説明を求めた者に対して、平成24年9月28日（金）までに書面により回答する。

4. 企画提案書の提出手続き

（1）提出書類および提出部数

次に掲げる事項を記載した企画提案書（A4版縦長用紙、横書き、左とじ）20部

ア) 提案するシステム体系の概要

イ) システムの区分（分散・集中等）

ウ) 基本機能

エ) メンテナンス・サポート体制

オ) サーバなどの保守内容

- カ) ソフトウェアの構成
- キ) ハードウェアの構成
- ク) ネットワークの構築
- ケ) システム開発手法
- コ) 各経費の見積およびその内訳

(2) 提出方法

郵送または持参すること。

(3) 提出時期

平成24年9月12日(水)から同年9月19日(水)まで(日曜日、土曜日および休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(郵送による場合には、簡易書留郵便によることとし、平成24年9月19日(水)午後5時までに必ず到着させること。)とする。

なお、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

(4) 提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所ならびに提出に係る事務を担当する所在地および名称

3の(1)のエに同じ。

5. 提案者の選定等

(1) 提案者の選定に関し審査する事項

企画提案書を提出した者(以下「提案者」という。)を選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。

- ア 説明書の理解度ならびに企画提案書の内容の的確性、独創性および実現性
- イ システムの構築費用及び運用コスト
- ウ 運用体制の妥当性
- エ セキュリティの妥当性
- オ 公示業務を履行する能力(開発体制、開発手法、実績)の有無

(2) 提案者の選定の方法

原則として、次のとおりとする。

なお、提案者が少数である場合等においては、第1段階の選定は行わないことがある。

ア 第1段階

提出された企画提案書を審査し、これらのうちから3件程度を選定する。

イ 第2段階

第1段階で選定された企画提案書の提案者を対象として、デモンストレーション等を行い、最も優れた提案者を特定する。

(3) 提案者の選定の時期

第1段階の選定は、平成24年9月下旬頃に実施

(4) 提案者の選定結果の通知

第1段階の選定結果については、書面により速やかに通知する。

なお、第1段階において選定された提案者に対しては、第2段階の選定のための日程等について併せて通知する。

(5) 選定されなかった提案者に対する理由の説明

ア 選定されなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、別途通知する日までに、その旨を記載した書面を持参して、企画提案書の提出場所に提出しなければならない。

イ 福井県医師会は、説明を求めた提案者に対しては、書面の提出があった日から10日以内に書面により回答する。

6. 公示業務に関する説明書の交付場所および交付期間

(1) 交付場所

3の(1)のエに同じ。

(2) 交付期間

平成24年9月4日(火)から同年9月11日(火)まで(日曜日、土曜日および休日を除く。午前9時から午後5時まで)

7. その他

(1) 提出された企画提案書は返却しない。

(2) 企画提案書の提出については、報酬を支払わない。

(3) 提案者の選定に当たり、提案者に対して、企画提案書の内容についての説明を求めることがある。

(4) 詳細は、提出要領による。